

議案第 17 号

北本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

北本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定に関す

る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定介護予防支援等」とは、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援及び法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）で定める基準をもって、その基準とする。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第4条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。